



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 29 日 (金)
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (14) (給与課) 2

人 事 委 員 会 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月 29 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合)</p> <p><u>第1条の2 条例第2条の3第2項第2号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>当該育児休業に係る子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として当該育児休業に係る子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子が1歳6か月に達する</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

<p><u>日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</u></p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合</u></p> <p><u>ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合</u></p> <p><u>エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合</u></p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定める事情は、育児休業をしている職員が、前項に定める特別休暇を得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は条例第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当したこととする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）</p> <p>(4) 略</p>	<p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定める事情は、育児休業をしている職員が、前項に定める特別休暇を得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は条例第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当したこととする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）</p> <p>(4) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。